

# 令和5年度福島県水田収益力強化ビジョン

## 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、東北地方の一番南に位置し、全国3位の広大な面積を有し多様な地形や気候のもと、それぞれの地域の自然条件を生かして、様々な特色ある作物を生産している。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により一時大幅に落ち込んだ農業産出額は、令和3年は前年から203億円減の総額1,913億円となっており、震災前の約80%にまで回復している。

本県の農業産出額の30%を占める米の令和4年の主食用作付面積は、令和3年同様飼料用米への大幅な作付け転換により51,900ha（前年比▲2,800ha）となった。

水稻においては非主食用米における備蓄米・飼料用米の作付けが約9割を占め、加工用米および新市場開拓用米への取り組みが少ない状況にある。また水稻以外の麦・大豆・高収益作物の作付けは水田（全水稻＋戦略作物等作付面積）の約3%に過ぎないのが現状である。

人口減少とコロナ禍により加速している主食用米需要の急激な減少に対応するため、今後とも生産者に対して主食用米の作付拡大は供給過剰による価格下落を招く懸念があることを十分に認識してもらうとともに、将来に向け中長期的に多様な水田農業を構築する必要があることを伝えていくことが重要である。

このため、当面は飼料用米を中心とした作付け転換に取り組むとともに、水稻においては加工用米、新市場開拓用米、水稻以外では麦・大豆・そば・園芸作物等への転換を一層促進し、自給率向上とも連動した需要に応じた水田農業の構築に取り組む必要がある。

また、「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」への意識転換を生産者に促し多収品種の栽培や多収栽培技術、低コスト技術の導入を推進するほか、競争力のある価格と十分な所得を確保することを目標に取り組む必要がある。

更に主食用米については事前契約を更に拡大し、本県産米需要の早期確保を実現し、安定的な販売を確立することが不可欠である。

担い手の状況は、認定農業者数が令和3年度末において7,036経営体と令和2年度から110経営体減少した。担い手への農地の集積率は令和3年度末で39.5%と令和2年度よりわずかに上昇したものの、担い手の経営規模拡大は徐々に難しくなっている状況にある。

今後は、地域における「地域計画」の策定を進め、新規参入も含めた多様な担い手を確保し、耕作放棄地の拡大に歯止めをかける必要がある。

## 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

### (1) 多様な水田農業の確立推進

本県は、水田における転換作物として備蓄米・飼料用米の取り組みに特化している現状にある。今後は地域農業再生協議会ごとに地域の実態に応じた振興品目を設定し、中長期的に多様な水田農業の確立を図る。

なお、県全体としては、水稻においては加工用米・輸出用米、水稻以外では麦・大豆の生産拡大を推進する。

## (2) 収益性・付加価値の向上

高収益作物については「水田農業高収益化推進計画」にもとづき、地域農業再生協議会ごとに高収益作物の導入を促進するとともに、麦・大豆については団地化・湿害対策により収量を確保し、収益性向上を推進する。

また、実需者（加工・業務）との連携を進め、需要のある作物への転換を進める。

## (3) 新たな市場・需要の開拓

加工用米については高価格帯の酒用需要が減少傾向にある。このため米菓・味噌・醤油等低価格帯需要を中心に取り組みを推進する。

新市場開拓米については、「コメ新市場開拓等促進事業」を活用し、需要者と一体となり面積増に取り組む。

## (4) 生産・流通コストの低減

県および一部市町村と連携し、低コスト生産の実現に向け、生産コスト調査を実施し、低コスト生産技術の実証、普及を進める。

# 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

畑地化を含めた水田の有効利用に向けた各地域での話し合いや実質的な取り組みが十分でないため、令和4年度において、米・麦・大豆等の生産性向上、麦・大豆等の生産拡大に資する観点から、地域農業再生協議会も含めたセミナーを開催した。

令和5年度は、県事業である「ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業」により、畑作物生産のモデル地区を設定するとともに、「畑作物生産振興支援チーム」を関係機関とともに組織し、地域で波及効果の高いモデル構築及び普及推進活動を行う。

# 4 作物ごとの取組方針等

## (1) 主食用米

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議において令和5年産米の県全体主食用米「生産数量（面積）の目安」を51,900haと設定し、地域農業再生協議会や方針作成者等と連携し実現へ向け推進する。

主力品種であるコシヒカリへの偏重を改め、本県オリジナル品種「天のつぶ」及び「里山のつぶ」の作付拡大を推進することで安定した生産量確保に結びつけ、実需者と連携した中・外食向けを中心とした事前契約の促進を図る。

## (2) 備蓄米

「天のつぶ」などで多収栽培技術を導入しつつ、県別優先枠27,050トンを実効活用し、積極的な応札及び農業者の取組を進める。

### (3) 非主食用米

#### ア 飼料用米

飼料用米は、輸入トウモロコシの代替原料としての需要が多いことから、主食用米からの転換の主要作物として位置付ける。

なお、令和6年度から一般品種における戦略作物助成の交付単価が段階的に引下げられることから、多収品種への転換を促し、多収品種による飼料用米作付けの定着化の取組を進める。

また、収益力の向上を目指す必要があることから、低コスト技術の導入及び団地化の取組に対して支援を行う。

#### イ 米粉用米

近年、県内での作付が増加傾向にある。米粉用米はノングルテン食材としての固定的需要があることから、実需者との結びつきを深めながら、生産拡大を推進する。

#### ウ 新市場開拓用米

海外需要に積極的に対応していくため、「コメ新市場開拓等促進事業」等を活用し生産拡大を積極的に推進する。また、生産者手取り価格が低いことから、10a当たり収入を確保するため、産地交付金の活用により単収向上の取組を進める。

#### エ WCS用稲

WCS用稲については、地域での耕種農家と畜産農家とのマッチングを進めながら、取組拡大及び安定生産を推進する。

#### オ 加工用米

複数年契約に対する産地交付金による支援と併せて多収・低コスト化を推進することで、潜在的に需要の多い低価格帯（米菓、味噌醤油醸造等）への対応を進める。

### (4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆は、現在の生産面積が震災前の5割程度に縮小していることから、1年2作、2年3作体系や水稲とのローテーションの推進により、震災前の主力産地であった浜通りを中心に生産拡大を図る。

また、高品質・安定多収のための生産技術の取り組みに対する産地交付金の支援とあわせて、需要のある広域流通銘柄への転換を促進することで、実需者ニーズに対応できる産地生産体制の拡大を目指す。

飼料作物、特に飼料用トウモロコシについては、飼料自給率向上に寄与する重要な作物であることから、生産性の向上に対する支援を行う。

### (5) そば、なたね

そばについては、産地交付金を活用した生産面積の拡大と、排水対策の徹底による収量の安定と品質の向上を推進する。

なたねについては、相双地方の営農再開が本格的に進んでいない地域において、水稲作付の先駆けとなる位置付けとしての作付が進んでいる。一方、地域振興のための油料作物として遊休農地の解消にも寄与しており、生産拡大とともに収量向上と安定化を図る。

## (6) 地力増進作物

地力増進作物については、主食用米から麦、大豆、そば、園芸作物への転換が途上にある当県において、円滑に転換できるように計画的な土づくりを進める必要がある。そのため、地域農業再生協議会で設定した地力増進作物のすき込み等による土壌改良・土づくりを推進するための支援を産地交付金で実施する。

## (7) 高収益作物

高収益作物については、基盤整備実施地区における園芸作物の導入や、地域条件に応じて畑作の2年3作体系へ組み込むことによる土地利用型園芸作物の導入を推進し、面積の拡大を目指す。また、水田農業高収益化推進助成による支援を活用し、高収益作物の本作化、定着化を図るための推進体制を整える。

具体的には、全県的にきゅうり、トマト、さやいんげんなどの収益性の高い品目について、施設化や省力化技術の導入、共同選果場の活用を進めながら作付推進を図る。

また、浜通りを中心にブロッコリー、たまねぎ、ねぎ等の土地利用型園芸作物の拡大を進める。

## 5 作物ごとの作付予定面積等～8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

- ※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。
- ※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	51,900	0	51,900	0	51,900	0
備蓄米	5,408	0	5,300	0	5,300	0
飼料用米	12,631	0	12,600	0	12,600	0
米粉用米	13	0	19	0	19	0
新市場開拓用米	82	0	100	0	100	0
WCS用稲	1,078	0	1,100	0	1,100	0
加工用米	382	0	450	0	450	0
麦	295	4	334	4	334	4
大豆	835	49	989	49	989	49
飼料作物	1,656	14	1,714	14	1,714	14
・子実用とうもろこし	154	0	273	0	273	0
そば	2,051	223	2,323	223	2,323	223
なたね	59	4	60	5	60	5
地力増進作物	4	0	5	0	5	0
高収益作物	951	0	1,000	0	1,000	0
・野菜	670	0	693	0	693	0
・花き・花木	98	0	104	0	104	0
・果樹	166	0	181	0	181	0
・その他の高収益作物	17	0	22	0	22	0
その他	0.2	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0
・酒造好適用米	0.2	0.0	2.7	0.0	2.7	0.0
・雑穀	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
・青刈り稲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・その他	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
畑地化	107.0	0.0	713.77	0.0	713.77	0.0

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	令和4年度	令和5年度
				前年度(実績)	目標値
1	飼料用米 (一般品種・多収品種) (基幹作物)	【県枠】飼料用米大規模取組加算	飼料用米大規模取組面積	8,327ha	8,820ha
			10a当たりの生産費	99,571円/10a	96,686円/10a
2	加工用米 (基幹作物)	【県枠】加工用米複数年契約助成	加工用米の作付面積	382ha	450ha
			複数年契約の取組面積	347ha	400ha
3	新市場開拓用米 (基幹作物)	【県枠】新市場開拓用米取組拡大助成	新市場開拓用米の取組面積	82ha	100ha
			10a当たりの収量	579kg/10a	660kg/10a
4	飼料用トウモロコシ(青刈り(サイレージ)及び子実用) (基幹作物)	【県枠】飼料用トウモロコシ助成	飼料用トウモロコシの取組面積	154ha	273ha
			10a当たりの単収	3,825kg/10a	4,910kg/10a
5	麦 (基幹作物)	【県枠】麦・大豆生産拡大助成	取組面積	286ha	330ha
	大豆 (基幹作物)		10a当たりの収量	213kg/10a	350kg/10a
6	そば (基幹作物)	【県枠】そば・なたね助成	そば取組面積	1,738ha	2,100ha
	なたね (基幹作物)		なたね取組面積	55ha	55ha
7	新市場開拓用米 (基幹作物)	【県枠】新市場開拓用米助成	取組面積	11ha	100ha
8	新市場開拓用米 (基幹作物)	【県枠】新市場開拓用米助成に係る複数年契約助成	複数年契約取組面積	45ha	60ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

知道府県名:福島県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米大規模取組加算	1	2,500	飼料用米 (基幹作物)	団地化、作付面積に応じて支援
2	加工用米複数年契約助成	1	14,000	加工用米 (基幹作物)	品質向上並び低コスト生産の取組
3	新市場開拓用米取組拡大助成	1	14,000	新市場開拓用米 (基幹作物)	低コスト生産の取組
4	飼料用トウモロコシ助成	1	4,000	飼料用トウモロコシ (基幹作物)	低コスト生産の取組
5	麦・大豆生産拡大助成	1	5,000	麦・大豆 (基幹作物)	低コスト生産の取組
6	そば・なたね助成	1	20,000	そば・なたね (基幹作物)	作付面積に応じて支援
7	新市場開拓用米助成	1	20,000	新市場開拓用米 (基幹作物)	作付面積に応じて支援
8	新市場開拓用米助成に係る 複数年契約助成	1	10,000	新市場開拓用米 (基幹作物)	複数年契約及び作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。